

海部南部権利擁護センターの 成年後見支援について

■巡回相談(要予約)

毎月第2火曜日、相談員が相談会場に向いて相談(無料)をお受けします。なお、相談には事前予約が必要です。

●日 時

2月8日(火)

①午後1時30分～2時20分

②午後2時30分～3時20分

③午後3時30分～4時20分

●場 所

すこやかセンター

■弁護士による法律相談(要予約)

毎月第3木曜日、権利擁護や成年後見に関する相談(無料)をお受けします。なお、相談には事前予約が必要です。

●日 時

2月17日(木)

①午後1時～1時50分

②午後2時～2時50分

③午後3時～3時50分

●場 所

海部南部権利擁護センター

■共通事項

●参加費 無料

●受付時間 午前9時～午後5時

(土曜・日曜・祝日および年末年始を除く)

手話通訳・要約筆記など障がいのため配慮が必要な方はお申し出ください。

●問合せ先

NPO法人海部南部権利擁護センター

☎69・8181

FAX 69・8180



障がい者と家族の つどいのご案内

障がいのあるご本人だけでなく、一緒に暮らしているご家族の方のみでも参加できます。日ごろの悩みを相談したり、アトラクションを楽しみませんか。

(希望者には送迎あり)

①式典

②アトラクション(講談・旭堂鱗林(きょくどうりんりん))

③講話(海部南部権利擁護センター)

④抽選会

●日 時

2月24日(木)

午前10時30分～午後0時30分

受付開始：午前9時30分

●場 所

敬老センター(ふれあいの郷内)

●対 象

本村にお住まいの障害者手帳をお持ちの方、障害者総合支援法の対象となる難病のある方とそ
の家族(本人を除く)1世帯2名
まで(またはヘルパー

●参加費

無料

●申込方法

来所または電話にて申込みください。

すこやかセンター内福祉課

☎52・1001

社会福祉協議会

☎52・2722

●申込期限

2月8日(火)午後5時

●その他

参加者には粗品と昼食があります。

(昼食については持ち帰りのご協力をお願いします)

ふれあい温泉入浴希望の方は申込みの際に申し出てください。

(タオル等はご持参ください)

新型コロナウイルス感染症の影響により、中止や延期、一部内容が変更となる場合があります。

●主 催

飛島村・飛島村社会福祉協議会

●協 力

飛島村身体障害者福祉協議会

飛島村心身障害児(者)保護者会

(あゆみ会)

●問合せ先

すこやかセンター内福祉課



地域が見守る・気にかける みんなで防ぐ虐待

障がい者虐待防止とは

障がいのある方の権利を守る法律「障害者虐待防止法」が平成24年10月から施行されています。

この法律は、障がい者を支援している家族や福祉施設、そして障がい者を雇用している企業に対して虐待が起きないように支援していくことや、万が一虐待が起きてしまったときの対処方法などを規定しています。

障がい者虐待防止とは、障がい者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持し、安定した生活を送ることが出来るよう支援することです。障がい者虐待は、虐待している人にその自覚がない場合や、虐待されている障がい者が声に出せない場合があります。そのため、虐待を早期発見するには、さまざまなサインを見逃さないことが大切です。

高齢者虐待防止とは

高齢者の方の権利を守る法律「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」が平成18年4月から施行されています。

この法律は、高齢者(65歳以上)に対する家族などの養護者や要介護施設従事者による虐待を防止することで高齢者の権利を擁護することを目的としています。

地域ぐるみで高齢者本人を虐待から守るだけでなく、虐待をしまっている家族などを支援することも大切です。

介護者の孤立や介護疲れなどにより高齢者への接し方が乱暴になるなど、虐待の自覚や不安があっても改善できない場合もあります。養護する側への適切な指導や支援が必要です。

「もしかしたら虐待かも」と思ったら、迷わず相談・通報をお願いします。

第三者が介入することで虐待の深刻化が防げます。

●相談窓口

平日 飛島村障害者虐待防止センター、地域包括支援センター、保健センター
土曜・日曜・祝日および夜間 飛島村役場(宿日直対応)

●高齢者の認知症に関する相談窓口

公益社団法人認知症の人と家族の会 ☎ 0120-294-456

受付時間：午前10時～午後3時 ※土曜・日曜および祝日を除く

●問合せ先 すこやかセンター内福祉課

手話奉仕員養成講座 (入門・基礎)受講生 募集

これまで手話を学んだことがなく、簡単なあいさつや自己紹介など手話の基礎知識を学びたいというお考えの方に向け、手話奉仕員の養成講座を開催します。

対象者
在住・在勤・在学の方で、継続して受講できる方

期 間
4月～令和5年2月

毎週日曜 午後2時～4時
(1回あたり2時間、計80時間
受講していただきます。)

場 所 弥富市総合福祉センター2階 研修室

定 員
10名(申込多数の場合は抽選)

講 師 愛知県聴覚障害者協会会員
受講料 無料(ただし、テキスト代等にかかる実費については受講者負担)

申込期限 3月11日(金)
申込み・問合せ先

すこやかセンター内福祉課

「家庭の日」県民運動

期 間
2月1日(火)～28日(月)

「家庭」はかけがえのない生活の基盤であり、家族が互いの心のふれあいと連帯感を深め、子どもが人間としての生き方の基本を学ぶ最も大切な教育の場です。

しかし、都市化や情報化の進展など社会環境が変化する中で、核家族化、少子化など家族形態が変わり、本来家庭が担うべき教育機能も大きく変化しています。

このため、家庭が担う役割の重要性について認識を高め、家族全員が明るく、楽しく、ゆとりある充実した日々を送ることができるよう、明るく対話のある家庭づくりを進めましょう。

なお、本村では、毎月第3日曜日
を「家庭の日」とし、家族のふれあいのある家庭づくりを進めています。

スローガン
**親子の
対話がつくる
よい家庭**

問合せ先

中央公民館内生涯教育課

海部歴史研究会講演会

テーマ
「濃尾平野の地学」

森 勇一 氏 (愛知県環境審議会地質部門長)

日 時
3月19日(土)午後2時～4時
(開場 午後1時30分)

場 所
弥富市市民ホール(弥富市前ヶ須町南本田347 無料駐車場有)

定 員 100名
参加費 無料

申込方法
往復はがきでお申込みください。
(2月28日(月)必着)

その他
往復はがき一通につき2名まで
お申込みできます。

応募者多数の場合は抽選となります。

次の場合は無効となります。
応募はがき以外での応募・記入漏れ・記載不備・重複応募・一通に3名以上の記入があるもの・応募締切をすぎたもの。

備 考

往復はがきは次の通りに記入してください。
往信オモテ…次の住所をご記入ください。
弥富市前ヶ須町南本田347
弥富市歴史民俗資料館行

往信ウラ …何も記入しないでください。
返信オモテ…申込者の郵便番号・住所・氏名を記入してください。

返信ウラ …「海部歴史研究会参加申込」と記入し、申込者の住所・氏名・電話番号を記入してください。

〒498-0017 弥富市前ヶ須町南本田347 弥富市歴史民俗資料館	※この面には記入しないでください
〒000-0000 申込者の住所 申込者の氏名 様	【海部歴史研究会参加申込】 ・申込者の住所 ・申込者の氏名と電話番号

主 催 弥富市教育委員会

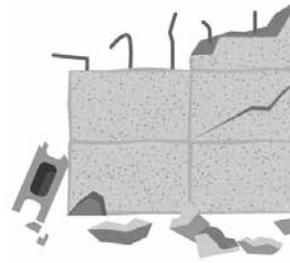
協 力 海部歴史研究会(飛島村、津島市、愛西市、あま市、蟹江町、大治町の各教育委員会および、あま市七宝焼アートヴィレッジ)

問合せ先

弥富市歴史民俗資料館(月曜休館)
☎65・4355



ブロック塀等撤去費を補助します



地震発生時における道路等に面したブロック塀等の倒壊による災害から身体および財産を保護するため、ブロック塀等を撤去する工事に要する費用の一部を補助します。

●補助限度額

10万円

●補助対象

村公式ホームページをご覧ください。または開発部建設課までお問合せください。

●補助対象期限

3月31日(木)

※補助金申請は、工事着手前に行っていたる必要があります。申請前にブロック塀等を撤去されますと、補助対象外となりますのでご注意ください。

●問合せ先

開発部建設課

空き家総合相談窓口

本村は、公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会と「飛島村における空き家等対策に関する協定」を締結し、空き家等に関する相談について「空き家総合相談窓口」を開設していますので、ご利用ください。

●受付時間

平日の午前9時～正午、午後1時～5時

※相談は、原則無料です。(個別具体的な内容となる場合や、専門家の派遣が必要な場合は、有料となります。通信料は、相談者の負担となります。)

●問合せ先

愛知県宅地建物取引業協会

☎052・522・2567

(公社)愛知県宅地建物取引業協会
「空き家」について、何でもご相談ください!
空き家総合相談窓口
ご案内
☎052-522-2567
● 空き家の売買 ● 空き家の管理 ● 空き家の解体
● 住宅診断 ● 税金・法律関係 ……など
まずはご相談ください!

令和4年度

村公式ホームページ バナー広告募集

本村では、村の財源を確保するとともに、民間企業等との協働を促すことにより地域の活性化を図るため、村公式ホームページに掲載するバナー広告を募集しています。

●掲載場所・枠数

村公式ホームページのトップページの下端8枠

●掲載期間

4月1日～令和5年3月31日

※1カ月単位での申込み可能(広告主が指定できます。)

●広告掲載料

- 一枠あたり 月額5,000円
- ・12カ月掲載(4月1日～令和5年3月31日)50,000円
- ・6カ月掲載(4月1日～9月30日)または10月1日～令和5年3月31日)25,000円

※掲載料は一括前納となります。

●申込期限

4月1日掲載 2月28日(月)

●申込方法

村公式ホームページより「飛島

村広告掲載申込書」をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、広告原稿案などのデジタルデータ、会社案内等会社の概要がわかるものを添えて総務部企画課へ提出してください。

※詳細は村公式ホームページをご覧ください。

●問合せ先

総務部企画課



愛知県消費生活モニター の募集

県では、消費者を取り巻く様々な問題に対応するため、消費生活モニターとして消費者行政の推進にご協力いただける方を募集します。

●モニターの主な活動

- ①日常生活の中で危険と思われる商品、不当な表示、悪質商法などの観察・県への情報提供(年二回程度)
- ②地域・周囲など身近な方への消費生活に関する情報の提供
- ③消費生活に関するアンケートへの回答(年一回程度)
- ④研修会(年一回の予定)への出席(交通費は自己負担)など

●応募条件

県内にお住まいの満18歳以上の方(公務員、公職選挙法による公職者は除く。)

●任期

県が依頼した日く令和5年3月31日(金)

●謝礼

年額1,500円以内(予定)

●申込期限

2月18日(金)(消印有効)

●応募方法

市区役所、町村役場、各県民事務所等の広報コーナーで配布されている所定の応募用紙に必要な事項を記入のうえ、お申込みください。応募は県ホームページからも受け付けます。

●ホームページ

<https://www.pref.aichi.jp/kennin/shohiseikatsu/bout/monitor.html>

●問合せ先

愛知県県民文化局県民生活部県民生活課
☎052・954・6163
FAX052・972・6001



LINEによる人権相談を受け付けています

差別・いじめ・DV・ハラスメント・インターネット上の誹謗中傷などについて、悩みを抱えていませんか。

名古屋法務局では、LINEによる人権相談を実施しています。一人で悩まずご相談ください。

●日時

午前8時30分～午後5時15分
※土曜・日曜および祝日を除く

●対象

愛知県在住の方

●相談方法

二次元コードまたは検索IDから公式アカウント「SNS人権相談」を友だち登録してご相談ください。

アカウント名:「SNS人権相談」

検索ID: snsinkenoudan

●問合せ先

名古屋法務局人権擁護部
☎052・952・8111
(内線1831)



自筆証書遺言書保管制度

自筆証書遺言書を法務局で長期間適正に保管・管理する制度ができたのをご存じですか。

保管に関する費用は申請1件につき3,900円で済み、また、相続開始後本制度で保管されている遺言書は、裁判所の検認が不要になります。

詳しくは、法務省ホームページをご覧ください。

●ホームページ

https://www.moj.go.jp/mini/mini03_00051.html

●相談予約・問合せ先

名古屋法務局津島市局
☎26・2423

